

大阪高裁総第135号

平成31年3月6日

山中理司様

大阪高等裁判所長官 安浪亮介



司法行政文書開示通知書

平成31年2月1日付け（同月4日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 安浪亮介大阪高等裁判所長官就任記者会見実施要領（片面で3枚）
- (2) 平成30年12月19日付け大阪高等裁判所事務局長事務連絡「安浪亮介大阪高等裁判所長官の就任記者会見について」（片面で4枚）
- (3) 安浪大阪高等裁判所長官の略歴、関与した裁判及び著書・論文等（片面で3枚）
- (4) 大阪高裁長官、就任会見用 幹事社・代表質問（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話06（6316）2519

安浪亮介大阪高等裁判所長官就任記者会見実施要領

1 日時

平成31年1月30日（水）午後3時から午後3時30分まで
(午後2時20分開場。最大延長午後3時45分まで)

2 場所

第一会議室（本館11階）

3 高裁列席者

- (1) 事務局長（司会） 井上直哉
- (2) 事務局総務課長 濱田竜也
- (3) 同 課長補佐 藤原悟志
- (4) 同 広報係長 進藤 寛

4 配席

別紙第1のとおり（司法記者の着席位置は自由。ただし、代表質問を行う幹事社を除く。）

5 進行方法

大阪司法記者クラブから事前に提出された質問事項について、幹事社が代表して質問し、その後、各社が個別質問を行う。

その他の進行方法については、別紙第2のとおり

6 記者会見における撮影等

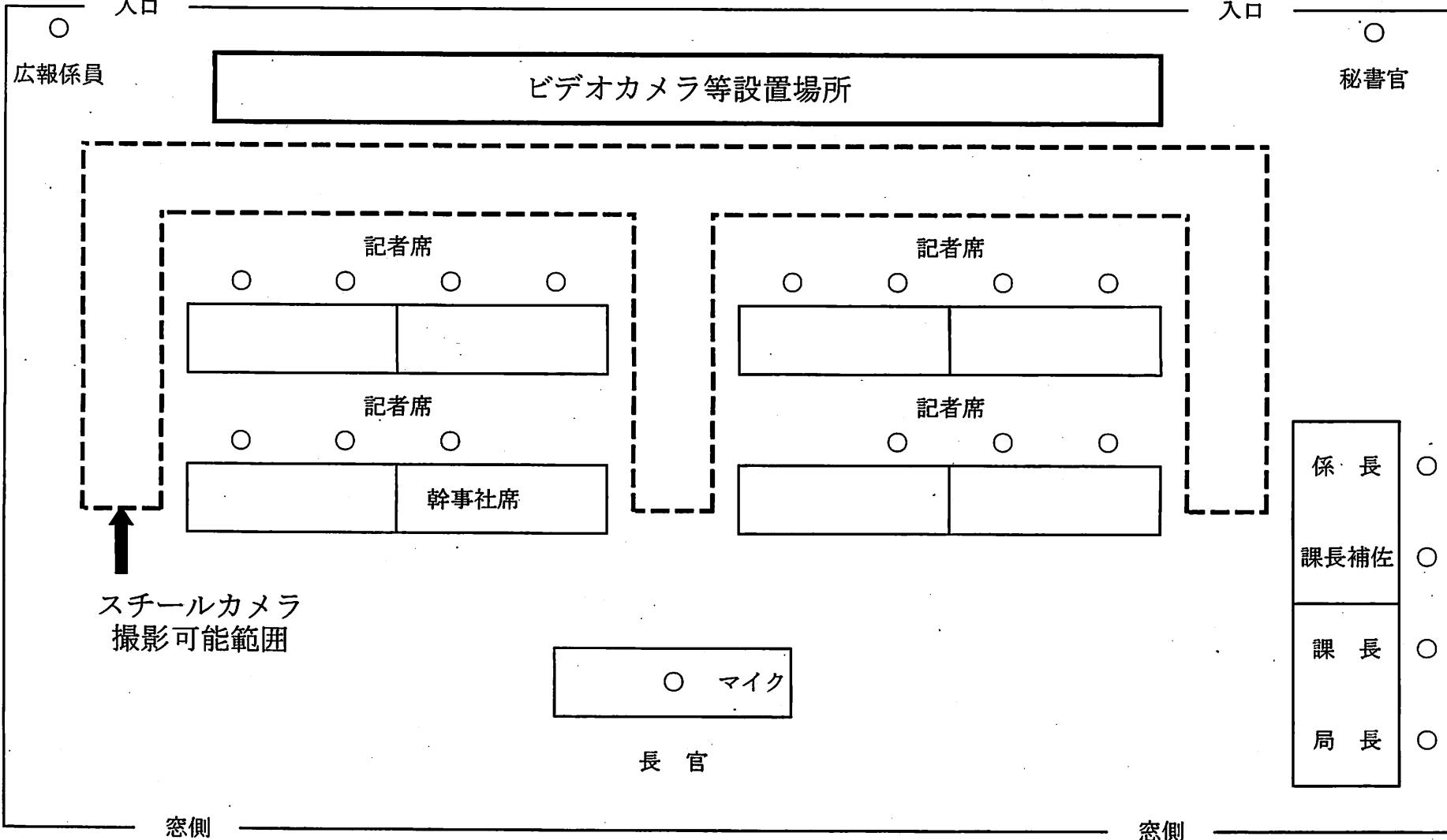
- (1) 長官が着席してから幹事社による代表質問が終了するまでの間、各社によるカメラ撮影を許可する（撮影位置は別紙第1のとおり）。
なお、記者会見は、長官が着席して1分経過した後に開始する。
- (2) 代表質問終了後、全てのカメラマンは係員の誘導に従って退室する。
- (3) 撮影の間（代表質問終了までの間）は、録音することができる。

(別紙第1)

31.1.30 本館11階第一会議室

入口

入口



(別紙第2)

1 午後2時50分頃

広報係長から記者会見要領の説明

2 午後3時

長官着席後、広報係長から撮影開始の合図（代表質問終了時まで撮影可）

3（撮影を始めて1分経過後）記者会見開始

4 代表質問終了

広報係長から撮影終了の合図

カメラマン退室

※ 個別質問は、カメラマンの退室後、司会者の進行により開始する。

5 個別質問

6 午後3時30分（予定。最大延長午後3時45分まで）

記者会見終了

平成30年12月19日

大阪司法記者クラブ加盟社 御中

大阪高等裁判所事務局長 井 上 直 哉

安浪亮介大阪高等裁判所長官の就任記者会見について

標記の記者会見を下記の要領で行いますので、貴社から出席される記者の氏名及びカメラマン（助手を含む。）の同行の有無（同行が有る場合は、その人数）を、平成30年12月27日（木）までに、幹事社において取りまとめの上、総務課広報係までお知らせください。

記

1 日時

平成31年1月30日（水）午後3時から午後3時30分まで

（午後2時20分開場。広報係長から事前説明を行いますので、午後2時50分までにお集まりください。）

2 場所

第一会議室（本館11階）

3 配席

別紙第1のとおり（着席位置は自由。ただし、代表質問を行う幹事社を除く。）

4 進行方法

大阪司法記者クラブから事前に提出された質問事項について、幹事社が代表して質問し、その後、各社が個別質問を行う。

その他の進行方法については、別紙第2のとおり

5 記者会見における撮影等

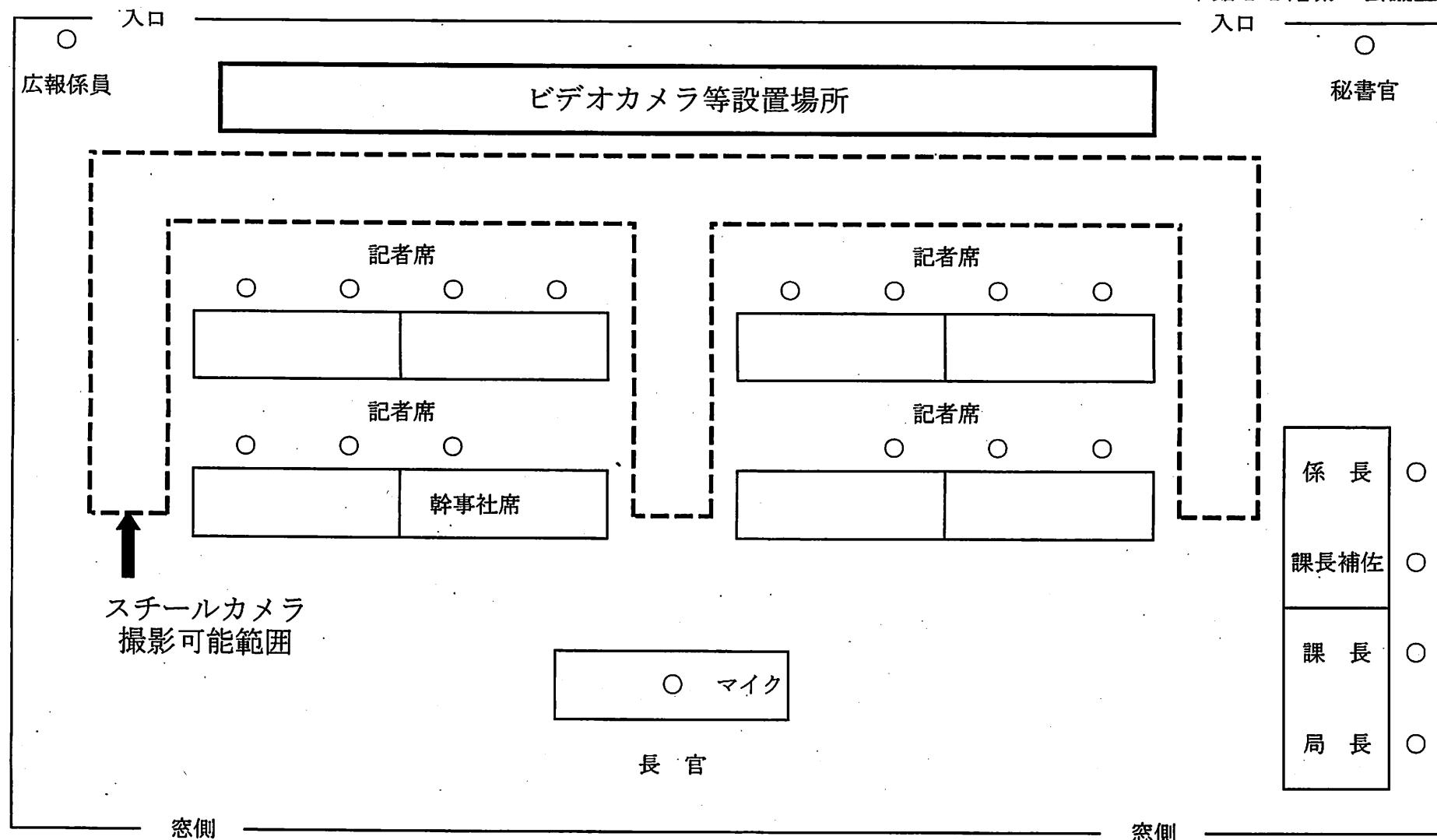
（1）長官が着席してから幹事社による代表質問が終了するまでの間、各社によるカメラ撮影を許可する（撮影位置は別紙第1のとおり）。

なお、記者会見は、長官が着席して1分経過した後に開始する。

- (2) 代表質問終了後、全てのカメラマンは係員の誘導に従って退室する。
- (3) 撮影の間（代表質問終了までの間）は、録音することができる。

(別紙第1)

31.1.30 本館11階第一会議室



(別紙第2)

1 午後2時50分頃

広報係長から記者会見要領の説明

2 午後3時

長官着席後、広報係長から撮影開始の合図（代表質問終了時まで撮影可）

3 (撮影を始めて1分経過後) 記者会見開始

4 代表質問終了

広報係長から撮影終了の合図

カメラマン退室

※ 個別質問は、カメラマンの退室後、司会者の進行により開始する。

5 個別質問

6 午後3時30分(予定)

記者会見終了

安浪大阪高等裁判所長官略歴

氏名 安浪亮介

生年月日 昭和32年4月19日

出身地 奈良県

昭和55年10月	司法試験合格
56年 3月	東京大学法学部卒
56年 4月	司法修習生(35期 修習地 京都)
58年 4月	東京地方裁判所判事補
60年 4月	広島地方裁判所判事補
63年 4月	最高裁判所行政局付
平成 2年 4月	最高裁判所広報課付兼秘書課付
4年 4月	神戸地方裁判所判事補
5年 4月	神戸地方裁判所判事
7年 4月	東京地方裁判所判事
10年 9月	最高裁判所行政局第二課長
11年 4月	最高裁判所行政局第一課長兼第三課長
13年 4月	最高裁判所人事局給与課長
17年 4月	東京地方裁判所判事 部総括
19年 5月	東京高等裁判所事務局長
22年 4月	東京地方裁判所判事 部総括
23年 1月	最高裁判所人事局長
26年 9月	静岡地方裁判所長
28年 2月	東京高等裁判所判事 部総括
30年 1月	東京地方裁判所長
30年12月18日	大阪高等裁判所長官

【関与した裁判】

- 裁判年月日等：東京地判平 18. 3. 24
著名事件名：高島屋対レールシティ東開発事件第一審判決
事件名：建物賃料減額等請求事件、建物不動産変換ローンに基づく差額賃料支
払等請求事件
出典：判例タイムズ 1262, 金融・商事判例 1239
- 裁判年月日等：東京高判平 28. 9. 26
著名事件名：東京女子医科大学（学部長・解任）事件
事件名：理事会決議無効及び地位確認等請求控訴事件
出典：D1-Law.com 判例体系
- 裁判年月日等：東京高判平 28. 12. 16
事件名：損害賠償等、総会決議不存在確認請求控訴事件
出典：判例時報 2359, D1-Law.com 判例体系
- 裁判年月日等：東京高判平 29. 6. 26
事件名：遺言無効確認請求控訴事件
出典：D1-Law.com 判例体系
- 裁判年月日等：東京高判平 29. 7. 12
著名事件名：フジ・メディア・ホールディングス株主総会決議取消請求事件
事件名：株主総会決議取消請求控訴事件
出典：金融・商事判例 1524, D1-Law.com 判例体系

【著書・論文等】

○標 題：立法・裁判・法務行政の動き 知的財産権訴訟の最近の動き

掲載誌等：民事法情報 第161号

発 行：民事法情報センター(2000.2)

○標 題：労働事件の最近の動向と今後の課題

掲載誌等：民事法情報 第165号

発 行：民事法情報センター(2000.6)

○標 題：知的財産権訴訟の迅速化に向けて（特集 工業所有権制度のゆくえ）

掲載誌等：法律のひろば 第53巻第7号

発 行：ぎょうせい(2000.7)

○標 題：民事司法の在り方について（特集 司法制度改革）

掲載誌等：法律のひろば 第53巻第9号

発 行：ぎょうせい(2000.9)

○標 題：論説・解説 知的財産権訴訟の迅速処理のための新たな取組み

掲載誌等：民事法情報 第173号

発 行：民事法情報センター(2001.2)

大阪高裁長官、就任会見用 閣事社・代表質問

- ・導入10年を迎える裁判員制度について、これまでの総括、感じている課題を教えて下さい。
- ・裁判員の辞退率について、裁判所はどう取り組む必要があると考えているか教えて下さい。
- ・裁判員裁判の死刑判決を破棄・無期懲役とする高裁判断が続いており、「市民感覚の反映」との制度趣旨から反するとの意見もあります。高裁審理の役割について、どう考えているか教えて下さい。
- ・司法制度改革全体で裁判所からみた課題を教えて下さい。

(自己紹介等に含まれなければ、下記も)

- ・就任にあたっての抱負、決意を教えて下さい。
- ・出身は奈良とのことです、大阪についての感想やゆかりはありますか。大阪での勤務は初めてでしょうか。
- ・これまで担当し印象に残っている裁判を教えて下さい。専門分野は民事事件ということで良いでしょうか。

